

議案第 87 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 27 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年板橋区条例
第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 16 条の 3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が
満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する
日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子（地方公務員
の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）を養
育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であ
ると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認する
ものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会
の承認を得て、区規則で定める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の子育て部分休暇を定める必要がある。